

【上田市】利用者負担額（保育料）基準表

単位 円

各月初日の子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担（保育料）の月額	
区分	定義	3歳未満児	
		標準時間	短時間
第 1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯並びに児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	0	0
第 2	市町村民税非課税世帯	0	0
第3- 1	市町村民税均等割額のみ在世帯（所得割課税額のない世帯）	6,250	5,500
第3- 2	第3-1区分を除く世帯	13,500	12,000
第4- 1	市町村民税所得割課税額48,600円未満	7,500	6,000
第4- 2	第4-1区分を除く世帯	17,000	15,500
第 5	所得割課税額 48,600円以上60,000円未満	21,500	20,000
第 6	所得割課税額 60,000円以上75,000円未満	22,500	21,000
第 7	所得割課税額 75,000円以上97,000円未満	27,500	26,000
第 8	所得割課税額 97,000円以上111,000円未満	33,500	32,000
第 9	所得割課税額 111,000円以上135,000円未満	36,500	35,000
第 10	所得割課税額 135,000円以上169,000円未満	42,500	41,000
第 11	所得割課税額 169,000円以上219,000円未満	48,500	47,000
第 12	所得割課税額 219,000円以上265,000円未満	54,500	53,000
第 13	所得割課税額 265,000円以上301,000円未満	57,500	56,000
第 14	所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	61,500	60,000
第 15	所得割課税額 397,000円以上	64,500	63,000

※以下の条件を満たす方は、保育料が軽減されます。

対象児童	条件	軽減内容
第1子	母子世帯及び父子世帯並びに在宅障害児（者）のいる世帯で、第5～7階層	第4-1階層に定める額
	所得割課税額57,700円未満の世帯（3-1区分を除く）	50%軽減
第2子	母子世帯及び父子世帯並びに在宅障害児（者）のいる世帯で、第3-1、4-1、5～7階層	100%軽減（無料）
	① 所得割課税額57,700円未満の世帯	100%軽減（無料）
	② ①に該当せず、第1子が、『保育園等』に入園している	60%軽減
	③ ①・②に該当しない	50%軽減
第3子以降		100%軽減